

所得・課税証明書の様式等が変わりました

令和8年2月24日から自治体情報システム標準化に伴い、所得・課税証明書は国の定める様式に変更になりました。
⇒税法上の被扶養者で未申告の方は、証明書の金額等の欄に
*（アスタリスク）が表記されます。

**収入が無い被扶養者の所得・課税証明書を取得する場合は
必要に応じて事前に被扶養者分の申告をしてください**

申告が必要な方

合計所得金額に0円の表記が必要な方

※未申告の場合「総所得金額」には0円と記載されますが、合計所得金額には*が表記されます。詳細は裏面をご参照ください。

申告について（0円申告）

- ・ 場所 弘前市役所内特設会場
- ・ 持ち物 申告が必要な方の
本人確認書類（コピー可）
※代理申告の場合は代理者の分も
- ・ 期限 3月15日まで

※期限を過ぎても受付けていますが、所得・課税証明書の発行に時間を要する場合がございます。期限後は、直接市民税課(市役所市民防災館2F)にお越しください。

電子申告が便利です

マイナンバーカードがあればいつでも、どこでも、無料で簡単にオンラインで申告できます。0円申告の場合は特に簡単です。

詳しくはこちらを
ご覧ください⇒
(弘前市電子申告HP)



【注意】

未申告の方で、所得・課税証明書の即時発行が必要な方は、直接、市民税課にお越しください。

申告に係るお問い合わせ先

弘前市 市民税課 市民税第二・三係
TEL 0172-40-7025、0172-40-7026

申告に係る詳細は
こちらをご覧ください⇒
(弘前市HP)



証明書発行に係るお問い合わせ先

弘前市 市民税課 諸税係
TEL 0172-35-1117

発行に係る詳細は
こちらをご覧ください⇒
(弘前市HP)



